

綾瀬市消防団運営交付金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市消防団の運営に要する経費の一部として綾瀬市消防団運営交付金（以下「交付金」という。）を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 交付金の対象は、綾瀬市消防団が実施する事業等とし、補助対象は、次のとおりとする。

- (1) 消防出初式
- (2) 消防団員確保対策事業
- (3) 消防フェア
- (4) 会議費
- (5) 消防団活動経費
- (6) 需用費

(交付額)

第3条 交付金の額は、当該年度の予算の範囲内の額とする。

(交付金の対象期間)

第4条 交付金の対象期間は、毎年4年1日から翌年3月31日までとする。

(交付金の交付申請)

第5条 消防団長は、規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に、事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査をし、適当と認められるときは、綾瀬市消防団運営交付金交付決定通知書（第1号様式）により消防団長に通知しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、消防団に交付金を決定した後、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付金の交付決定を取消し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出事項の記載に偽りがあったとき。

(2) 交付金を目的外に使用したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、綾瀬市消防団運営交付金交付取消通知書（第2号様式）により消防団長に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 消防団長は、規則第12条第1項に定める補助事業等実績報告書に、事業報告書及び収支決算書を添えて、事業完了後30日以内に市長に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年度綾瀬市消防団運営交付金交付決定通知書

年 月 日

綾瀬市消防団長 殿

綾瀬市長

年 月 日に交付申請があった 年度消防団運営交付金の交付
については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次
のとおり決定したので通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付条件 | |

（事務担当は、 ）

第2号様式（第7条関係）

年度綾瀬市消防団運営交付金交付取消通知書

年 月 日

綾瀬市消防団長 殿

綾瀬市長

年 月 日に交付決定をした 年度消防団運営交付金については、次の理由により綾瀬市消防団運営交付金交付要綱第7条の規定により、交付金の取消しを決定したので通知します。

1 交付金の返還額

2 取消しの理由

(事務担当は、)